

⑤ さいたま市立視聴覚ライブラリー条例

平成13年5月1日
条例第124号

改正 平成14年12月26日条例第67号
平成16年3月26日条例第19号
平成17年3月25日条例第54号
平成20年3月18日条例第8号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、さいたま市立視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）をさいたま市北区宮原町1丁目852番地1に設置する。
（一部改正〔平成20年条例8号〕）

(事業)

第2条 ライブラリーは、次の事業を行う。
（1）視聴覚教育の奨励に関すること。
（2）視聴覚教材及び機材（以下「教材等」という。）の整備及び貸出しに関すること。
（3）視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び周知に関すること。
（4）前3号に掲げるもののほか、設置目的にふさわしい事業に関すること。
（一部改正〔平成20年条例8号〕）

(職員)

第3条 ライブラリーに館長及びその他の職員を置く。
（一部改正〔平成20年条例8号〕）

(休館日)

第4条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。
（1）月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日（祝日法による休日に当たる日を除く。）
（2）1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
（3）特別整理期間（8日以内）
2 前項の規定にかかわらず、市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。
（一部改正〔平成16年条例19号・平成20年8号〕）

(利用時間)

第5条 ライブラリーの利用時間は、午前9時から午後8時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは午後6時）までとする。
（全部改正〔平成20年条例8号〕）

(利用の資格)

第6条 教材等の貸出しを受けることができるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれに準じる団体とする。
（一部改正〔平成20年条例8号〕）

(利用の手続)

第7条 ライブラリーを利用しようとするものは、あらかじめ委員会の定める手続によらなければならない。
（一部改正〔平成20年条例8号〕）

(利用目的の制限)

第8条 教材等は、営利を目的として利用してはならない。
(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失により教材等を破損し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(視聴覚ライブラリー運営委員会)

第10条 ライブラリーにさいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。
2 運営委員会は、ライブラリーの運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、ライブラリーの行う事業につき、館長に意見を述べるものとする。
3 運営委員会は、委員12人以内をもって組織する。
4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
(一部改正〔平成20年条例8号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例(昭和43年浦和市条例第35号)、大宮市立視聴覚ライブラリー設置条例(昭和47年大宮市条例第23号)又は与野市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例(昭和53年与野市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例(昭和51年岩槻市条例第9号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例54号〕)

附 則 (平成14年12月26日条例第67号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第19号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第54号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日条例第8号)

この条例は、平成20年5月1日から施行する。